カ　N・N―ジアルキルアミノエタン―二―チオール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類
ヨ　ビス（二―ヒドロキシエチル）スルフィド
タ　三・三―ジメチルブタン―二―オール
レ　塩化ホスホリル
ソ　三塩化リン
ツ　五塩化リン
ネ　亜リン酸トリメチル
ナ　亜リン酸トリエチル
ラ　亜リン酸ジメチル
ム　亜リン酸ジエチル
ウ　一塩化硫黄
ヰ　二塩化硫黄
ノ　塩化チオニル
オ　エチルジエタノールアミン
ク　メチルジエタノールアミン
ヤ　トリエタノールアミン

2　検査法施行令別表の二の項（二）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　反応器であって、容量が〇・一立方メートル超二〇立方メートル未満のもののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
イ　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金
ロ　ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金
ハ　ふっ素樹脂
ニ　ガラス
ホ　タンタル又はタンタル合金
ヘ　チタン又はチタン合金
ト　ジルコニウム又はジルコニウム合金

二　貯蔵容器であって、容量が〇・一立方メートルを超えるもののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
イ　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金
ロ　ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金
ハ　ふっ素樹脂
ニ　ガラス
ホ　タンタル又はタンタル合金
ヘ　チタン又はチタン合金
ト　ジルコニウム又はジルコニウム合金
三　熱交換器又は凝縮器であって、伝熱面積が二〇平方メートル未満のもののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
イ　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金
ロ　ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金
ハ　ふっ素樹脂
ニ　ガラス
ホ　黒鉛又はカーボングラファイト
ヘ　タンタル又はタンタル合金
ト　チタン又はチタン合金
チ　ジルコニウム又はジルコニウム合金
リ　炭化けい素
ヌ　炭化チタン
四　蒸留塔又は吸収塔であって、塔の断面積が〇・〇〇七八五平方メートルを超えるもののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
イ　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金